

公 告 書

公告 第 378 号
令和 7 年 3 月 10 日

組合規程の一部変更について

令和 7 年 4 月 1 日から当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

「理事及び理事長選挙執行規程」

1. 第 1 条の前に「第 1 章 総則」、第 2 条の前に「第 2 章 選挙期日」、第 4 条の前に「第 3 章 選挙会」、第 7 条の前に「第 4 章 投票」、第 11 条の前に「第 5 章 当選人」、第 18 条の前に「第 6 章 理事長選挙」を追加する。
2. 第 1 条「目的」を「趣旨」、「・」を「及び」に改め、「および監事」を削り、「健康保険法、同法施行令及び」を「法令および」に改める。
3. 第 2 条「理事の選挙日」を「理事選挙」に改め、「この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。」を加える。
4. 第 3 条「選挙の公告等」を「選挙の管理」に改める。
5. 第 4 条「充る」を「充てる」、「行なう」を「行う」に改める。
6. 第 5 条「1 人」を「1 名」に改める。
7. 第 6 条「立候補の届出等」を新設する。
8. 「第 6 条」を「第 7 条」に改め、2 項被選挙人の後に「（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）」を加え、「1 人」を「1 名」に改め、4 項「1 人の」を削り、「封いん」を「封印」に改め、「署名し、」の「、」、「かつ、」の「、」を削り、明記しての後に「、」を加える。
9. 「第 7 条」を「第 8 条」、「終った」を「終わった」に改め、選挙長は、の「、」を削る。
10. 「第 8 条」を「第 9 条」、「開票の場合の投票の効力の決定」を「投票の効力」改める。
11. 「第 9 条」を「第 10 条」に改め、（2）現にの前に「補欠選挙又は増員選挙ならびに再選挙の場合において、」を加え、（3）一票中の後に「に」を加え、（5）「氏名」を「何人」に改め、をの後に「記載したか」を加え、（6）「自書」を「自署」に改め、（7）「他」を「ほか」、「ただし」を「但し」に改める。

12. 「第 10 条」を「第 11 条」に改め、「及び同店者の当選」を削る。
13. 第 12 条「無投票当選」を新設する。
14. 「第 11 条」を「第 13 条」、「決まった」を「決定した」に改め、選挙長はの後に「、」を加え、「報告」を「告知」に改める。
15. 「第 12 条」を「第 14 条」、「得る」を「える」、「行なう」を「行う」に改める。
16. 「第 13 条」を「第 15 条」に改める。
17. 「第 14 条」を「第 16 条」改め、補欠選挙の後に「及び増員選挙」を加え、「ついて」を「つき」、「理事」を「理事長」に改める。
18. 「第 15 条」を「第 17 条」に改め、「の作成」、「別記様式により」を削り、第 2 項「理事」を「組合議員選挙執行規程第 7 号様式および第 8 号様式に準じて作成し、組合事務所」に改め、おいての後の「、」を削る。
19. 「第 16 条」を「第 18 条」、「理事長の選挙」を「理事長選挙」に改め、確定したときはの後の「、」を削り、第 2 項「選挙の」を削り、の中からの前に「理事長候補者を除く）」を加える。
20. 第 17 条を削る。
21. 別記様式を削る。

22. 附 則

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<u>第 1 章 総則</u> (趣旨) 第 1 条 理事<u>及び</u>理事長の選挙に関しては、<u>法令および規約</u>に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。 <u>第 2 章 選挙期日</u> (理事選挙) 第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、<u>当</u>選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後 10 日以内に行うことができる。<u>この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。</u> (選挙の<u>管理</u>) 第 3 条 (略) <u>第 3 章 選挙会</u> (選挙長) 第 4 条 選挙長は、理事長をもって充<u>て</u>る。 2 理事長に故障があるときは、規約第 40 条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。 (選挙立会人) 第 5 条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ 1 <u>名</u>の選挙立会人を指名しなければならない。 (立候補の届出等) 第 6 条 理事の候補者となろうとする者は、<u>選挙日に組合会議員選挙執行規程第 2 号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。</u> 2 <u>第 2 条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前 2 日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。</u> 3 <u>前 2 項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。</u> 4 <u>理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。</u> <u>第 4 章 投票</u>	新設 (目的) 第 1 条 理事・理事長<u>及び監事</u>の選挙に関しては、<u>健康保険法、同法施行令及び規約</u>に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。 新設 (理事の<u>選挙日</u>) 第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後 10 日以内に行うことができる。 (選挙の<u>公告等</u>) 第 3 条 (略) 新設 (選挙長) 第 4 条 選挙長は、理事長をもって充る。 2. 理事長に故障があるときは、規約第 40 条の規定により理事長の職務を行<u>な</u>う者をもって充てる。 (選挙立会人) 第 5 条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ 1 <u>人</u>の選挙立会人を指名しなければならない。 新設 新設

(投票) 第 <u>7</u> 条 (略) 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人 <u>(理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者)</u> 1 名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。 3 (略) 4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封<u>印</u>し、更にこれを他の封筒に入れ封<u>印</u>し、その裏面に署名し、かつ投票用紙在中の旨を明記して、<u>開票する時刻までに到達するよう</u>選挙長に送付しなければならない。 5 (略) (投票の点検) 第 <u>8</u> 条 投票が終<u>わ</u>ったときは、選挙長は直ちに選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。 (投票の効力) 第 <u>9</u> 条 (略) (無効投票) 第 <u>10</u> 条 (略) (1) (略) (2) <u>補欠選挙又は増員選挙ならびに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。</u> (3) 一投票中 <u>に</u>2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。 (4) (略) (5) 被選挙人の<u>何人</u>を記載したか確認し難いもの。 (6) 被選挙人の氏名を<u>自署</u>しないもの。 (7) 被選挙人の氏名の<u>ほか</u>他事を記載したもの。<u>但し</u>職場の地位、住所又は敬称を記載したものはこの限りでない。 (8) (略) <u>第5章 当選人</u> (当選人) 第 <u>11</u> 条 (略) 2 (略) (無投票当選) 第 <u>12</u> 条 規約第29条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しな	(投票) 第 <u>6</u> 条 (略) 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人 1 <u>人</u>の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。 3 (略) 4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の <u>1 人</u>の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封<u>いん</u>し、更にこれを他の封筒に入れ封<u>いん</u>し、その裏面に署名し、<u>かつ、投票在中の旨を明記して開票する時刻までに到達するよう</u>に選挙長に送付しなければならない。 5 (略) (投票の点検) 第 <u>7</u> 条 投票が終ったときは、選挙長は、<u>直ちに</u>選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。 (<u>開票の場合の投票の効力の決定</u>) 第 <u>8</u> 条 (略) (無効投票) 第 <u>9</u> 条 (略) (1) (略) (2) 現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。 (3) 一投票中 2 人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。 (4) (略) (5) 被選挙人の<u>氏名</u>を確認し難いもの。 (6) 被選挙人の氏名を<u>自書</u>しないもの。 (7) 被選挙人の氏名の<u>外</u>他事を記載したもの。<u>ただし</u>、職場の地位、住所又は敬称を記載したものは、<u>この限りでない。</u> (8) (略) 新設 (当選人<u>及び同点者の当選</u>) 第 <u>10</u> 条 (略) 2 (略) 新設
--	--

なければならない。

2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の告知)

第 13 条 当選人が決定したときは、選挙長は直ちにその旨を告知しなければならない。

2 (略)

(再選挙)

第 14 条 選挙すべき理事の数に足る当選人をえることができなかったときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。

(繰上補充)

第 15 条 (略)

(補欠選挙及び増員選挙)

第 16 条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わなければならない。

(選挙録)

第 17 条 選挙長は選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載、選挙立会人とともに署名しなければならない。

2 前項の選挙録は、組合会議員選挙執行規程第7号様式および第8号様式に準じて作成し、組合事務所においてその選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

第6章 理事長選挙

(理事長選挙)

第 18 条 (略)

2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。

3 (略)

削る

(当選の告知)

第 11 条 当選人が決まったときは、選挙長は、直ちにその旨を報告しなければならない。

2 (略)

(再選挙)

第 12 条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかったときは、その不足の員数について、更に選挙を行なう。

(繰上補充)

第 13 条 (略)

(補欠選挙)

第 14 条 理事の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わなければならない。

(選挙録の作成)

第 15 条 選挙長は、別記様式により選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載し、選挙立会人とともに署名しなければならない。

2 前項の選挙録は、理事において、その選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

新設

(理事長の選挙)

第 16 条 (略)

2 前項の選挙の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。

3 (略)

(組合会議員選挙執行規程の準用)

第 17 条 理事、理事長及び監事の選挙の執行に関して、この規程に定めてない必要な事項は、組合会議員選挙執行規程を準用する。

削る

別記様式

令和 年 月 日 執行			
サンデン健康保険組合 理事、理事長、監事選挙 選挙録			
1.選挙会場			
2.選挙立会人	(選定議員) (互選議員)		
3.選挙会開閉時刻	開柱時刻		
	閉柱時刻		
4.投票の状況	有効票	無効票	合計
5.無効投票の理由			
6.得票者の氏名	氏名	所属事業所	得票数
7.当選又は再選挙の決定	氏名		
	再選挙の理由		
令和 年 月 日 この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。			
選挙長			印
選挙立会人			印
選挙立会人			印

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。